

V F M (Value For Money) に関するガイドライン

現 行	改 正 案
<p>V F M (Value For Money) に関するガイドライン</p> <p>一 VFM 評価の基本的な考え方</p> <p>1・2 略</p> <p>3 V F M 評価を行う時点等</p> <p>(1)～(4) 略 (新設)</p>	<p>V F M (Value For Money) に関するガイドライン</p> <p>一 VFM 評価の基本的な考え方</p> <p>1・2 略</p> <p>3 V F M 評価を行う時点等</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 例えば、事務庁舎の整備等の P F I 事業のように、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運營業務の内容が定型的な事業であり、過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階（基本構想又は基本計画時点）においては、類似の前提条件により算出された過去の P F I 事業の V F M の実績（以下「参考 V F M」という。）や、過去の同種事業における実績値等を用いて算出した V F M（以下「簡易 V F M」という。）により客観的な評価が可能であると考えられる。また、特定事業評価の段階においても、参考 V F M や簡易 V F M により客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせた P F I 事業の L C C の算定により V F M 評価を行うことが適当である。</u></p>

<p>二～五 略</p> <p>別表 略</p>	<p>二～五 略</p> <p>別表 略</p> <p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。</p>
--------------------------	---